

第 1 回伊賀市人権政策審議会 議事概要

【開催日時】2018（平成 30）年 12 月 12 日（水）午後 1 時 30 分～

【開催場所】大山田農村環境改善センター 1 階 ホール

【出席委員】15 人

【伊賀市出席者】

【傍聴者】0 人

（事務局）

皆さんこんにちは。定刻より少し早いですが、ただいまから第 1 回の伊賀市人権政策審議会を開催させていただきます。

皆さま方におかれましては、何かとご多忙のところをご出席いただきまして誠にありがとうございます。

審議会の議事に入るまでの進行を務めさせていただきます、人権政策課の上島と申します。よろしく申し上げます。

まずは、会議にあたり皆さま方にご報告します。資料 1 の 1 ページをご覧くださいと思います。関係規則等の抜粋資料をご用意させていただいてあります。

本審議会につきましては、「伊賀市情報公開条例」第 23 条の規定によりまして公開とさせていただきます。また、公開の方法につきましては、「審議会の公開に関する要綱」第 8 条の規定によりまして、審議会の会議録作成が定められていますので録音させていただきますこと並びに、本日の会議記録作成にあたり、委員の氏名は公表せず発言内容を録音させていただくことにつきましてご了承をよろしく申し上げます。発言の際には、係の者がマイクをお渡ししますので必ずマイクを通してご発言いただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。

引き続きまして、資料 1 の 2 に伊賀市人権施策審議会条例があると思います。ご覧ください。本日の審議会は、総委員 16 名中 15 名の出席をいただいておりますので、伊賀市人権政策審議会条例第 6 条第 2 項の規定より、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

また、本日、伊賀公共職業安定所小西所長様からは別途、公務のため欠席のご連絡をいただいておりますのでご了承いただきたいと思います。

それでは、はじめに、市行政を代表しまして、人権生活環境部の田中部長よりご挨拶を申し上げます。

（人権生活環境部長あいさつ）

（田中部長）

失礼します。改めましてこんにちは。本年第 1 回の人権政策審議会を開催させていただきます。一言ご挨拶を申し上げたいと思います。本日は、委員の皆さま方、大変お忙しい中こうしてご参加賜りましてありがとうございます。なお、本来ですと夏場あたりに開催させていただく予定でしたが、資料の庁内での調整等時間が掛かり、こうした遅い時期に開催させていただくことについてお詫びを申し上げたいと思います。

平素は市政全般、とりわけ、人権政策の分野につきまして市が進めます人権啓発・人権侵害の防止という取組みに対してそれぞれのお立場からのご協力ご支援賜っており、ありがとうございます。市では、人権啓発・人権侵害の取組みについて説明させていただいているところです。また、昨年度につきましては、第3次人権施策総合計画でご尽力いただき策定に結び付けました。この点につきましても、お礼申し上げます。

国において、28年に「ヘイトスピーチ解消法」「障害者差別解消法」「部落差別解消推進法」という3つの解消法ができて、もちろん、この法律ができた背景には差別をなくしていくという人の努力があると言えるのですけれども、まだ、昨今、新聞報道等にも性的マイノリティに対する誤解を生む発言、大学の男性優先の入学といったこともありました。市内におきましてもまだ、障がいのある方、外国人の方、部落差別に関することで差別事象も起こっています。そういった中で、我々は差別撤廃条例に基づき、それぞれの人権課題について一層啓発を推進させていただきたいと考えています。まだ我々の周りでも言うまでもないですけど、障がいのある方、外国人の方、高齢者、子ども、女性と様々な人権課題・人権問題がある中で、地域の中で「自分は差別しない」意識はあるけれども、なかなかそれぞれの人権の問題について勉強が十分できていないことに起因して誤った発言・言動をしてしまう方もいらっしゃいます。そういった中で、それぞれの人権の課題、人権の中身を我々も一生懸命啓発させていただきたいと考えています。今年ですけれども、インターネット上で同和地区と指摘をし、そして、その中で差別的な表現画像を載せて差別を助長する事象が数件起こっています。市内でも該当する地域として数件挙げられてしまっている状況です。法務局との連携等必要なことはやらせていただいていますけれども、そういった「新しい差別事象」も発生していることで危惧をしているところです。ますます、今後、すべての人権課題につきまして第3次人権施策総合計画に基づいてそれぞれの関係者の方々、あるいは関係機関の皆さま方と連携を取って人権尊重・人権侵害の取組みを進めさせていただきたいと新たな思いを持っているところです。

本日、任期の終了に伴いまして、新しく委嘱をさせていただく形になり、新しい委員による第1回の審議会です。昨年度の取組み実績、今年度の取組みの計画等、あるいはとりわけ重点的に進めさせていただきたい項目も2、3ございまして、それについての作業部会（プロジェクトチーム）を組んでやって行こうということもちょっとご議論をいただきたいと思っています。

限られた時間ではございますけれども、中身の濃いご議論をお願いしたいと思います。最後になりますけれども、委員の皆さま方のご健勝とこれからのご活躍を祈念させていただいてご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

1. 伊賀市人権政策審議会委員の委嘱について

(事務局)

それでは、早速進行させていただきます。まずは、事項書1「伊賀市人権政策審議会委員の委嘱」につきまして説明させていただきます。

本審議会は、伊賀市人権政策審議会条例により設置されており、その所掌事務として、「市の人権政策に係る重要事項並びに部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃及び市民等の人権擁護に関する事項について、調査及び審議を行い、その結果を報告し、又は意見を具申す

る」と規定されています。

また、同審議会条例の規定により、今回委嘱させていただきます当審議会委員の任期は2年です。期間は、2018（平成30）年11月1日から2020年10月31日までとなっています。

委嘱状の交付につきましては、机の上に委嘱状を配布させていただいております。

本来ならば、お一人お一人にご委嘱申し上げるのが本意でございますが、今回、委嘱させていただき委員のお名前を読み上げ、委嘱並びにご紹介とさせていただきますのでご了承いただきたいと思っております。

審議会委員名簿資料1の4ページ、一番後に名簿を付けさせていただいております。まずは、お名前申し上げます。

（審議会委員の紹介・委嘱）

なお、今回、公募委員の川口様につきましては、市広報紙やケーブルテレビの行政チャンネル、市のホームページ上で9月14日から10月15日の1ヶ月間、伊賀市人権政策審議会の委員につきましては1名の公募委員の募集を行いました。申し込みございました方を対象に10月19日に面接を行い、小論文と面接審査を経て、今回の審議会委員の委嘱となっていますのでご報告申し上げます。

それでは、出席委員の自己紹介という形で皆さま方に一言ずつ頂戴したいと思っております。男女共同参画ネットワーク会議の今井委員からよろしく申し上げます。

（委員の自己紹介）

ありがとうございました。

続きまして、伊賀市職員の紹介ですが、本日は、伊賀市人権施策推進会議委員や担当課の中から本日の議題に関係する部署の職員と事務局が参加させていただいております。

時間の関係で、本日は、事務局のみ自己紹介させていただきます。

（事務局職員自己紹介）

本年度、このメンバーで審議会を進めさせていただきます。よろしく申し上げます。

会長・副会長の選任について

（事務局）

その次ですが、「会長・副会長の選任」について、お諮りいたします。

本日が、新しい委員による最初の審議会となります。会長・副会長の選任につきましては、資料1の2、審議会条例第5条第1項の規定により、委員の互選によってこれを定めることになっておりますが、皆さんからご意見ございませんか。

（委員）

審議会の会長については、前回からお引き受けしていただいております、部落解放・人権研究所・所長の谷川さんをお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声と拍手あり）

（事務局）

それでは、谷川先生。どうぞよろしく申し上げます。本議会の会長をお願いします。

続きまして、副会長はいかがいたしましょうか。

(委員)

事務局で案がありましたら出していただきたいと思いました。

(事務局)

ありがとうございます。

長年にわたり人権同和教育の実践を積み重ねられ、伊賀市同研上野支部の会長も経験されています、伊賀市校長会から就任いただいています、清水さんをお願いさせていただきたいと思います。皆さま方、いかがでしょうか。

(異議なしの声と拍手あり)

ありがとうございます。副会長は、清水さんでよろしくお願ひします。それでは会長に谷川委員、清水副会長、席にお移りください。お願ひします。

それでは、会長に選出されました谷川先生から一言、ご挨拶をお願ひします。

(谷川新会長あいさつ)

(谷川会長)

ただいま会長に選出をさせていただきました谷川と申します。2017年度から6ヶ年の伊賀市人権施策総合計画を踏まえて、しっかりこの計画の具体化に向けて市役所の皆さんとしっかりと議論しながら進めてまいりたい。そういったことにこの審議会が重要な役割を果たせるようにしっかりと頑張ったいと思います。

どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、議事に入らせていただきます。

資料1の3ページ、伊賀市人権政策審議会条例第6条第1項の規定より、会長が会議の議長となることになっていますので、議事の進行を谷川会長、よろしくお願ひします。

2. 第3次伊賀市人権施策総合計画について

(谷川会長)

失礼します。それでは、事項書により進めてまいりたいと思います。議事進行に皆さまの格別のご協力をお願ひします。

まず、始めに事項書「2. 第3次伊賀市人権施策総合計画について」ですが、事務局から計画に関してご説明をお願ひします。

(事務局)

座ったままで失礼します。事務局の東構です。第3次伊賀市人権施策総合計画についてですが、昨年度の審議会では種々のご議論をいただき答申いただいています、初めての委員もお見えですので、事項2(1)の前に簡単に説明させていただこうと思います。まず、お手元に

お配りさせていただいておりますパンフレット概要版の2ページをご覧ください。この計画は、「伊賀市人権尊重都市宣言」の理念及び最終裏表紙のページにございます「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」第7条に基づく人権に関する総合計画であり、一人ひとりの生命が大切にされ、誰もが尊重される人権文化のまちづくりを進める上で行政が取り組むべき指針となるものです。

計画の基本理念は、3ページをご覧ください。市民一人ひとりが差別の現実に向け、人権問題に関心を持ち、あらゆる差別をなくし、人権が尊重されるような考え方に立ち、「お互いを尊重し、誰もが輝く人権文化都市」の実現を目指します。

取り組むべき施策としましては、人権意識の高揚・人権擁護と救済・人権が尊重されるまちづくりの3本柱を基本に個別の人権課題の解決に向けて取り組むこととしています。

その計画の体系は4ページをご覧ください。施策分野①人権意識の高揚のための施策、施策分野②人権擁護と救済のための施策、施策分野③人権が尊重されるまちづくりのための施策、施策分野④人権課題の解決に向けての施策、以上4つの施策分野ごとにそれに係る項目を設け施策項目を設定し、各事業に取り組んでいます。事前配布させていただいた分厚い資料2ですが、行政が取り組んでいる事業を計画の体系に基づき、施策分野の項目ごとに一覧にまとめたものです。第3次計画におけるポイントとしては、概要版冊子5ページの上部に掲載しています3点、「人権相談や人権侵害報告を基にした、人権課題別差別ガイドラインの作成」「伊賀市における人権相談や救済・支援体制の構築」「あらゆる被差別当事者（関係団体や支援者を含む）との懇談会の開催」としております。以上です。

（谷川会長）

以上、事務局から説明がございました。委員の皆さんからのご意見・ご質問ございませんか。この総合計画を踏まえた取組みをここで審議することになってまいりますので、よろしくご承知をお願いしたいと思います。

ないようでしたら、次に移りたいと思います。事項書2（1）の「2017実績及び2018年度実施計画について」ですが、事務局から説明をお願いします。なお、報告量がかかなり多いので、ご意見・ご質問につきましては、施策ごとの説明の後、一括してお受けをしたいと考えていますのでよろしくお願いします。それでは、事務局、よろしく。

2（1）2017実績及び2018年度実施計画の確認について

（事務局）

失礼します。第3次計画に基づく昨年度の実績と本年度の実施計画について、関係する市の各課から報告を受けています。先日、事前に郵送で配布し、本日ご持参いただきました資料2です。大変分厚く、文字も小さく大変読みづらい点、お詫び申し上げます。

なお、2017（平成29）年度は、パブコメ実施後、11月7日の審議会での最終意見をまとめて答申を提出していただき、昨年11月の議員全員協議会での議会承認を経て公の計画となりましたので、かなりの期間が第3期の計画策定期間と重複し、本来ならばそれぞれの施策ごとに事業を段階評価すべきですが、第2次計画からの事業を引継ぎ取り組んでいる事業の指標に対す

る実績報告のみとなっています。今年、2018（平成30）年の計画に基づき、本年度報告から各施策・事業ごとの段階評価を行いたいと思いますのでご了承いただきたいと思います。

また、計画策定時にご指摘いただいておりますが、事業項目だけでも300以上、各事業は約900ありますので、施策分野ごとに主なものを中心としてポイントを絞ってご審議いただきたいと思います。事業項目が違いますけども、指標等（あるいは数値目標等）が同じ事業は、「再掲・通番●●」と掲載し、その重複事業の件数は103件となっています。

ポイントを絞るため、本日お配りしました計画の本冊115ページをご覧くださいと思います。このページには、計画推進にあたっての数値目標が掲載されております。この指標項目をポイントとして、「人権問題地区別懇談会開催地区数」「地区別懇談会の参加者数」「連続講座の延べ受講者数」こういった指標項目に沿って、この分厚い資料2の説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。

（委員）

この指標項目。

（事務局）

ポイントを絞るために115ページの指標項目を使わせていただいたということです。

この分厚い資料まず15ページの79から84番「地区別懇談会開催地区数並びに参加者数」につきましては、施策分野1：人権意識の高揚のための施策、（2）あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発の推進という項目からです。昨年度は106地区で開催され、延べ5,630人の方が参加いただきました。本年度は、昨年度以上の参加を計画しています。地域住民自治協議会より小単位の区や自治会より小さく組単位での開催を目指しながら、参加者が意見を交換できる懇談会形式の啓発事業として、人権政策課としても、地区懇談会の開催が地域での人権啓発の有効な手段として効果的であると捉え、私たち職員が参加することはもとより、地域の自発的開催・住民参加を目指して地域での人権リーダー養成を目標に一人でも多くの人に地区別懇談会へ参加いただけるよう取り組んでいるところです。この推進にあたり、後ほど、プロジェクトのご説明があるかと思いますのでよろしくお願いします。

続きまして38ページの通番221から39ページの通番225「市民対象の人権大学講座（連続講座）」についてです。施策分野1：人権意識の高揚のための施策（4）指導者の育成となっています。これにつきましては、上野地区ではゆめぼりすセンターで「部落解放・人権大学講座」（5回連続講座）を実施しており、講義を終えたアンケートでは「良かった」「とても良かった」とする回答が8割以上になっています。同様にいがまち人権センターにおいても「あらゆる立場に立って考え、自らを見つめなおそう」を主題として解放講座を4回開催し、延べ605人の参加があります。大山田ではライトピアおおやまだで人権大学講座が開催され、これまで1,000人を超える修了生が地域や職場の人権リーダーとして活躍されています。また、おおやまだ人権大学講座を修了した受講者が実践力を養うための学習会も年に1回開催しています。青山でも青山文化センターで連続講座を計7回実施し、延べ参加者参加者は442人となっています。青山支所管内だけでなく、市内全域から多くの参加者を向かえ人権リーダーの育

成を図っています。どの講座においても一人でも多くの参加を呼びかけることにより、多くの修了生が地域の人権リーダーとして人権問題の懇談会において旗振り役が担えるところまでの意識と質を持った市民が増えていくことを目標に取り組んでいきます。昨年度までは市全体で延べ 959 人の方が受講されており、今年は延べ 1,119 人の方が受講いただけるよう取り組んでおります。

引き続きまして、若干戻ります。23 ページの通番 139 から 24 ページの通番 144「差別をなくす強調月間事業の推進」について、施策分野 1：人権意識の高揚のための施策、(2) あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発の推進からになります。こちらは、毎年 11 月から 12 月の「差別をなくす強調月間」では、本庁（上野地区）や各支所でこの時期に講演会等を企画し、人権作品の表彰や作文朗読を実施することにより、年齢層を問わず広く市民に人権の啓発しております。例えば、「人権を考える市民のつどい」実施後のアンケートでも、概ね 8 割近くの方が「良かった」と回答していただき、旧町村でのアンケートについては、9 割以上の参加者が「良かった」と回答いただいています。目標としては、市全体で昨年を上回る参加者を目指しています。本年度は、11 月 25 日の大山田を皮切りに、12 月 9 日の上野を最後に市内 6 会場、旧町村単位で開催させていただきました。

次に本冊 115 ページは、伊賀市の人権教育同和研究協議会加入者の会員数となっています。そちらについては分厚い資料 59 ページ通番 345 から 60 ページ 354 番までに該当します。これは施策分野 3：人権が尊重されるまちづくりのための施策、(1) 多様な主体との協働の推進に該当します。人権同和教育研究協議会との連携については、各支所や隣保館、生涯学習課が各同研と連絡を密にして研究大会に参加したり、各同研と協働したりして事業を進めています。分厚い冊子には 2017 年度の実績が記載されておりますが、本年度、三人教大会が伊賀地区を対象に開催されました。また、第 70 回全人教大会の実践報告者として、伊賀市の職員が全国に行かしてもらった形になりました。明年は、この全国の大会が三重県で開催されるということで、しっかり協働して啓発を進めて行こうと思っております。

続きまして、資料 2 の 64 ページ 386 をご覧ください。これは計画冊子 115 ページの伊賀市人権啓発企業等連絡会加入数を数値目標としています。施策分野 3：人権が尊重されるまちづくりのための施策、(1) 多様な主体との協働の推進というところです。商工労働課を中心に設立いただいた企業連絡会につきましては、取組事業の指標としては、連絡会の運営を支援し、企業・事業所が主体性を持ち、あらゆる差別解消に向けて効果的な研修会等を開催するなど自主的な活動ができるよう促す事業として掲載していますが、さらに賛同いただける企業や商工団体と協議を行い、総括指標として参加する企業・団体数の拡大を 115 ページに載せています。現在、88 社事業所があつて変化ございません。こちらに関しては、伊賀市の建設部都市計画課開発指導室が、昨年、伊賀市の宅地建物取引事業所協会の会員に「宅地建物取引に関する人権問題の実態調査（アンケート調査）」を行い、年末に報告書としてまとめていただいております。本年はこの計画書に基づき、伊賀地域の宅建業界の業者に対し人権研修会を実施しています。また、宅建業界は企業訪問の啓発事業から漏れる事業所が多い。三重県は従業員 30 人以上の所に公正採用選考人権啓発推進員を設置するけども、設置義務がない事業者には、人権啓発企業・事業所訪問が、なかなか行かせてもらえてなかったのですけれど、この業界に少し働

きかけ、都市計画課開発指導室と商工労働課から団体に入ってもらえるように人権政策で連携させて進めておりますので、報告させていただきます。

なお、3次計画の新規事業につきましては、次項以降でまたご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上です。

(谷川会長)

ありがとうございました。事務局から主要なポイントにつきましてご説明ございましたが、何かご質問ございませんか。まずはどの部分を説明いただいているのか、見つけるのに若干戸惑ったかと思うのですが。

「地区別懇談会の開催」については、106地区で開催されたということですが、これを何とか130地区で開催できるようにというのが計画の趣旨で、参加者は5,630人でした。この点については、だいたい計画では5,500人を目標にしていますので、開催地区数は目標に達していませんが、参加者数はある程度目標に達しているということで、何とか後24地区開催をできるようにして行こうと。「人権大学講座」については、1,119の方が延べ受講をされたということで、計画期間中の目標は1,400人ですので、300人弱参加を増やして行くということです。「差別をなくす強調月間の取組み」は2,000人が目標ですが、それぞれの2017年度の取組み参加者の合計をしますと、これも2,000人を超えている。僕の計算が正しければ、2,173人でほぼ強調月間の目標についてはクリアできている。最後にありました「人権啓発の企業等連絡会」です。現在88社が加入いただいている。これを何とか100社にして行こうということで、これは12社増やしたい。特に重要だと思うのは、外国人労働者の受け入れが法律として成立したことで、賛否はいろいろあるけども、来年から外国人労働者の受け入れが始まる。雇用の現場で様々な差別や人権侵害が発生することも考えられるわけですので、そういった意味でも「企業の中に人権をしっかりと学んだ担当者がいること」は企業にとっても重要なことになると思うので、こういった法改正・制度制定を追い風にしっかりと目標に向けて加入企業を増やして行くことが重要ではないかと感じたところです。

皆さん、いかがでしょうか。ご報告いただいたこと以外でも結構ですので、どうぞ。

(委員)

すんません。各地域で地区別懇談会が開催されて、たくさんの方が参加されているということですが、参加いただいている方が、青山支所の場合、高齢の方がほとんどという状況があります。可能であるなら、若い世代の人に地区懇に参加してもらう手立てを考えて行かなければならないかと思っています。何かいい方法があれば教えてもらいたいと思います。

(事務局)

すいません。事項書2(4)新規事業のプロジェクトチームを立ち上げるという中で報告させていただけたらと思いましたが。

私もずっと地区別懇談会参加させていただいて、少子高齢化にみられる人口変動から、段々少なくなっている現状も聞かせていただいています。そこらへんも若い方々の参加も含めて、

保護者・PTAは各学校単位で、（人権学習会や研修会を）やっていますので、そことの連携も含めた今後の取組み開催も別に検討して行きたいと思っていますので、ご指導よろしく願いします。

（谷川会長）

よろしいでしょうか。

（委員）

はい。

（谷川会長）

これ、参加者の年齢とかはチェックしているのですか。

（事務局）

いいえ。事務局として年齢等はチェックしていません。参加者数という形。

（谷川会長）

人数はチェックができているけど、総じて高齢の方がどうしても多く参加いただいているということになっている。

（委員）

一つだけ。青山支所管内で地区懇しているのですが、アンケート調査のたびに年齢別欄を作って統計取っているのですが、さっき話したように高齢（60歳以上）の方の割合が高いことになっている。最後の意見も含めたアンケート調査をしていて、年齢構成がわかるようにしていますが、一つの支所単位の地域でよその状況はちょっとわかりません。

（事務局）

各支所単位が主催という形で、開催させていただいていますので、人権政策課として集計はしていません。今後も、それも含めて集計取って行くように検討させていただきます。

（委員）

自治協と小中学校の保護者も連携取りながら、やる方法はないでしょうか。

（事務局）

当然、支援しながら「地区別懇談会プロジェクトチーム」で検討させていただきたいと思いますが、今までの実績から、若いお母さん方は自治協の役員が高齢で、押し付けられるということで拒否される場合もございます。

そこは丁寧に両者が話し合いの中で地区別懇談会の人権課題であることを提示しながら、開

催して行く取組みをして行かなあかんと思っています。

(委員)

それやったら地区別懇談会に、若い世代が出てこないところに、何かの課題がある場合や、ややもしたら、「自分のことと関係ない」とかそんな部分が、なきにしもあらずという分析、「後は地域の自治協に任したらええ」みたいなところが感じられるのですが、その点についてはどうですか。

(事務局)

その通りだと思っています。そこらの部分も含めながら今、実質、開催しているのは、上野地区は自治協単位が主、郡部については自治会ごとに開催しているのですけれども。自治協内を通じながら、自治会並びに学校も含めて開催をする形で。

先説明させていただきますけども、官民一体となった地区別懇談会に行きたいと。行政職員・管理職が中心となって、それを自治会組織の地区別懇談会の企画・運営し、協力をしていただけるようなしくみづくりをして行きたいと考えています。

(委員)

僕から行政にお願い。やっぱり「人権3法」をしっかりとまだ市民に周知できていない。その部分がそういう方向で見えてきたんやないかと思う。年いってからでも結構ですので、「人権3法ってこういうなん」という形でみんなに協力していただくと同時に、「あんたら個人の問題です」というところへ嵌めて行けたらいいと思うのですけど。

(事務局)

ありがとうございます。おっしゃる通りで、まだまだ「人権3法」は市民に浸透していませんが、とりあえずは人権政策職員並びに各市職員の中で地区別懇談会開催の際に、人権3法を必ず取り入れ、まず、「知らない法律は守れない」という意識の中で、取り敢えず徹底をして行くという感じで去年と今年は取組んでいます。最低5,000人は周知できたのではないかと思いますので、また今後、これからまだ地区別懇談会等々ありますので強力に周知を図って行きたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

(委員)

よろしくお願いします。

(谷川会長)

よろしいでしょうか。それでは、次に移りたいと思います。第3次計画期間に取組む新規事業については後ほど議題としまして、絞ったポイント以外の事業についても今、ご意見をいただければと思います。その他のご意見よろしいでしょうか。

それでは、先行プロジェクトの報告について「性的マイノリティの支援について」ですが資

料3の1のページについてご報告をお願いします。

2（2）先行プロジェクトからの報告について

（事務局）

皆さんもご承知のとおり、伊賀市におきまして2016（平成28）年に同性パートナーシップ宣誓制度を開始して、現在、4組のパートナーの方が居住されております。その支援施策の検討という形の中で「性的マイノリティ支援検討プロジェクトチーム会議」を推進会議内に立ち上げ、LGBTに配慮した対応について全庁的な意思統一を図り、市としての基準を明確にする必要があるという形の中、この3月22日にプロジェクトチーム会議を開催させていただきました。その中で、その必要性について伊賀市人権施策推進会議の指針を提案させていただいたところです。その指針の内容が大きく太文字で書せていただいています1から4番です。

1「性的志向が異性ではない方への配慮」。市内在住の同性カップルは、伊賀市パートナーシップ宣誓制度による宣誓書の受領書を提示することで、上野総合市民病院で親族同様の扱いになり、市営住宅への入居申請ができるようになります。また、伊賀市職員が受領書を持っている場合には、2017（平成29）年4月1日から伊賀市職員共済会から結婚祝い金等の給付等をして行く形で制度改正させていただいて救済給付があります。

しかし、市内でパートナーシップを宣誓していない同性カップルも多くおられます。行政サービスの申請等に生活状況や家庭環境について訊ねる時にパートナーが異性であるとは限らないことを踏まえる必要があります。DVは同性間でも起こり、子育て・家庭の親が同性カップルであることも想定されます。多様な性のあり方を学習し、予め窓口等で職員が対応を検討していただくための方向性を出させていただきます。

2「不要な性別記載欄の削除」。2016（平成28）年8月に「公文書等における性別記載欄の削除可否」について全庁に調査依頼を行いました。2017（平成29）年3月には調査結果を基に削除可能とした文書から、適宜性別記載欄を削除いただくようお願いしております。

なお、公的証明書等の性別欄につきまして、法的に義務付けられたものや事務の性質上必要があるものは除かせていただいています。今一度、各所属において不要な性別記載欄がないか書類を点検していただくためにこの項目も設けています。アンケート並びに性別欄2択ではなくて自由記述欄、自由記述のみという形でこのような例示を交えながら提示させていただきたいと思っています。

3「多目的トイレの表示」は、窓口課として多目的トイレの表示に「だれでもトイレ」「どなたでもご利用いただけます」「ご自由にお使いください」との追記をしていただくようお願いいたします。

ただし、今まで考えられている、ALLYマークやレインボーシールを貼ることやLGBTをイメージしたフォトグラムや文言を使用しない。ということで、徹底したいと思います。このことによって当事者がトイレ使用時に、アウティングされるという結果にもなりかねませんので、そういうことも含めて配慮して行こうということです。なお、配布の資料の※の部分、トランスジェンダー当事者からは「トイレにLGBTを示すマークがあると利用しやすい」という意見がある一方で、「マークのあるトイレを利用することでカミングアウトになる」といった声

があり、本市では多目的トイレを性別・性自認によらずだれでも使えるという表現を採用しております。

4「性別情報の取扱い」について。2017(平成29)年12月に「市民や児童・生徒の性別情報の取扱い」について全庁に調査を行わせていただきました。そのところ、作品募集や各種委員会など該当する55事業のうち、性別情報収集を行っている事業は28。性別情報を公表している事業は7取組みがいわゆる性別情報を開示している事業に当たるという結果でした。「男女の区別が必要な事業(体育大会出場者等)や性別に世間の関心が高い事業(パートナーシップ宣誓制度などを除く)特に必要がなければ性別情報の収集・公表は行わないでください」という形で取り敢えず推進会議の中で提案申し上げました。報道等からも「男の人か、女の人ですか、…ちゃんですか?…くんですか?」みたいな形で問い合わせ連絡があります。そういうことを加味しながら「収集・公表は行わない」という形で提案させていただきましたが、まだまだハードルが高い部分があるので、「性別情報の配慮」という中、各課で職員がちゃんと自覚を持って「…こういう方々がいる」ということを基にして性別情報の配慮していただくという形で持って行きたいと思っています。②は先ほど言わせていただきました一部報道で使用されている性別による「さん・くん」付けについて、苦痛と感じるLGBT当事者がいます。学校の児童・生徒の性別情報には特に配慮していただくようお願いを申し上げて、職員に徹底させていただきたいと思っています。以上です。よろしくお願いいたします。

(谷川会長)

ありがとうございました。今、ご説明がございましたが何かご質問ございませんか。

(委員)

多目的トイレについて。「だれでもトイレ」「みんなのトイレ」とか前もやっていたけど、伊賀市において今、どれだけ普及されていますか。

(事務局)

公共施設については今のところ本庁は誰でもお使いいただきますトイレという形になっていますし、新しく、

(谷川会長)

課長、声が聞き取りにくいのでもう少しはっきりと。発言ですんで、ちょっと聞き取りにくいのは。申し訳ないです。

(事務局)

新しく改修する所は、「だれでもトイレ」等々という形でやっぺいこうという形で確認取れています。ちょっとすいません。他の既存の公共施設については、確認が取れていませんので、もう一度確認取らせていただく中でご報告させていただきたいと思ひます。

(委員)

もちろん、学校関係もそうですか。

(事務局)

学校関係も対象となっています。

(委員)

新しくできた所はちゃんとできているのですか。

(事務局)

ちょっと。まだ、そこまで確認が取れていません。

(委員)

ひとつよろしく。

(委員)

新庁舎は取れている。

(事務局)

新庁舎はそのようにしています。

(谷川会長)

すなわち、「市が関わる公的なトイレについて一度状況を把握して明らかにしていただける」という理解でよろしい。

(事務局)

はい。

(委員)

いいですか。災害が起こった時に、避難所になっているところに、多目的トイレが設置されていない状況ですけども。伊賀市として今後、避難所に多目的トイレを設置していく何か計画とかそういうのがありますか。情報提供をお願いしたいと思います。

(事務局)

失礼します。伊賀市危機管理監の吉川です。避難所のトイレにつきまして、その施設管理者（教育委員会、小中学校等）も多くございます。その中で、先般よく言われますのが「和式トイレは、やはり使い勝手が悪い」ということで、洋式トイレについて設置の要望もございました。

今後、そうした「どなたでも使いやすいトイレ」を考えて、避難所につきましても洋式トイレで設置をしていただくように関係部局とも連携を図って行きたいと考えています。

(谷川会長)

これも、現状は数字で出るのですか。「避難所に指定されている施設で、多目的トイレが設置されてない避難所」が何箇所あるかがわかるようでしたら。今、

(事務局)

現状、ちょっとこちらも資料持っていませんので、また後日報告させていただきます。

(谷川会長)

さっきの件と併せて委員の皆さんに連絡をお願いします。

(事務局)

はい。

(谷川会長)

その他いかがでしょうか。

(委員)

すいません。この問題はほんとに切羽詰まった問題だと思います。ついて回る話ですから。当人よりも、傍の人がほんとにしっかりと頭に入れ込んでもらわんと。私もいっぺん「このトイレはどこにある」と言われた時に、うろうろしたのは去年でした。それは勉強もありますけども、当人よりも先にやっぱり市民（人間）として先に頭に入れてもらうべき話かと思いませんのでお願いします。

(事務局)

承りました。たちまち、この2月1日にLGBT当事者にもお越しいただく中で、市民対象に講演会ということが予定しておりますので、そこにもご参加いただきながらその問題も含めて共有して行きたいと思えます。よろしくをお願いします。

(谷川会長)

ありがとうございました。その他ないようでしたら次に移りたいと思えますがよろしいでしょうか。

それでは、事項書（3）の3つの差別解消法（障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法）に係る市民啓発推進について事務局より説明をお願いします。

2（3）差別解消3法に係る市民啓発・周知について

(事務局)

すいません。3つの差別解消法に係る市民啓発・周知についてですが、こちら別添資料はございません。まずは、行政職員や教職員が3法について理解を深める啓発のリーダー的役割を担うことが大切と考えています。そこで、伊賀市職員（身内）の調査について、人事課と人権政策課が協働し、教職員には学校教育課と協働し、しかるべきタイミングで意識・認知度調査を実施したいと今、考えております。また、その結果につきましてこの審議会へ報告したいと思っておりますのでよろしくご理解いただきたいと思います。

先ほども言わせていただきました3法の周知については、事あるごとに与えられた機会などを通じ、地区別懇談会も含めて再度周知・徹底を図りたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

(谷川会長)

市民啓発周知について委員の皆さん、ご意見はございませんか。市民周知のためには、まず、市職員（教職員）の認知度を高めるということですね。いかがでしょうか。

(委員)

座ったままでいいですか。3法。特に差別解消法の話は地区懇でも出るのです。その時は、「差別解消法をご存じですか。知っている人は手を挙げてください」という程度です。

差別解消法について私はかねがね気になっているのです。差別解消法が国会で成立した時は反対する人々もいました。しかし、付帯決議は全会一致で確認されています。だから「差別解消法を知っていますか」と言う時は、「付帯決議もご存じですか」と聞いていただきたいと思えます。とても大事な内容があるように思えますし、そのことは絶対隠すべきじゃないと思えます。以上です。

(谷川会長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

島ヶ原ですね。資料等々身元調査も含めて指導等々をちょっと今回島ヶ原しか行けなかったもので、1箇所でしか私は説明させてもらえませんでした。昨年はすべて参加させていただいて、その部分について丁寧に説明してきたつもりです。

付帯決議につきましては、ホームページを開いていただければドラッグして付帯決議に飛んでいくようにしてあります。伊賀市としては、当たり前のことを書いていますので、敢えて皆さん方に周知していません。「すべて当たり前」と書いてあると思えますので、そういう姿勢で今まで臨んできました。まずは「部落差別がある」という国の姿勢を基にして、なくして行くためには市民が取り組みを行わなければならないという部分が大切だと思えますので。まずは、「差別を認めてなくすこと」が一番大事だろうと思っております。そのようにご理解いただければありがたいと思えます。

(委員)

ということは、これからも「付帯決議は言う必要がない」というお考えですか。

(田中部長)

そうです。まず、今、課長が説明させていただいた部分です。まず、ホームページでは、見えるようになっている（付帯決議まで掲示している）というのが一つ。それから、付帯決議の内容ですけれど、一つ懸念的な部分が謳ってあるわけです。「過去の民間団体の行き過ぎた行動によって差別解消が阻害されないよう…。」の部分であったり、「教育・啓発を行うにあたっては、新たな差別を生むことがないように配慮しつつ行う」という部分であったりということ。あるいは3つ目において、「国の部落差別解消の施策に当たっては新たな差別が生むことがないように」ということ。よく読んでみますと、もちろん伊賀市が主体性を持ち、先導しなければならないのですけれども、ただ、特に「過去の歴史を踏まえて、適正な施策・方法で進めて行く」という行政への注文とも読めますので、市民の方が注意する部分とは少し外れている部分でもあり、取り敢えず、配らせていただいている所（地区懇での資料）には載せていないのです。そういった形で、ホームページは見えるようにさせていただいているということです。それについて、例えば、法務省関係のチラシには全部載せてありますので併せて載せることも検討をして行きたいとは思いますが。

(委員)

わかりました。

(谷川会長)

いかがですか。いずれにしても、法律の専門家を育てることが啓発教育の目的ではございません。障害者差別解消法を知っていること、ヘイトスピーチ解消法を知っているだけでは駄目なわけです。大事なことはしっかりと法律が言わんとしているところを、市民の皆さんに丁寧に伝えて行く。例えば「合理的配慮」という新しい法律の言葉が出てきたわけですけど、合理的配慮がどういうことを意味するか、行政にどういうことを求められ、市民・事業所の方々にどういうことを求めていくのか。ここはやっぱり大事なところだと思います。

その際、付帯決議には、何が書いてあるのかを知っている・知っていないが啓発のポイントではなく、法律・付帯決議も含めて、我々はやっぱり正しく教育や啓発を進めていくべきだと思いますし、その際、法律の内容がしっかり求めていることをわかりやすく丁寧に、市民にお伝えして行く姿勢が大事だと。「決して、付帯決議だけ横にどけて法律を説明することではない」と、部長が今おっしゃられた通りですので、そのあたりはご理解いただきたいと思います。

いかがですか。教育啓発の部分については、まだまだ残念ながら十分に周知できている現状にはないと私も考えます。丁寧に引き続き、しっかりと機会あるごとに啓発等に取組んで行っていただくことをお願いしておきたいと思えます。

それでは(4)①です。「新規事業に係るプロジェクトの立ち上げについて」ということで、事務局からご説明をお願いします。

2(4) 新規事業に係るプロジェクトの立ち上げについて

(事務局)

ご説明申し上げます。冒頭に東構から第3次伊賀市人権施策総合計画に基づく3つのポイントという形で説明させていただきました。概要版の紫の冊子ですが、人権課題の解決に向けた施策の概要(第3次計画のポイント)ということで、人権相談や人権侵害報告を基にした、人権課題別差別ガイドラインの作成、伊賀市における人権相談や救済・支援体制の構築、あらゆる被差別当事者(関係団体や支援者を含む)との懇談会の開催という形で挙げてあります。これは、第3次計画の新規計画という形で押し進めようというものです。

その中でこの差別ガイドライン作成に係わるところのプロジェクト会議並びに先ほどもご質問いただきました地区別懇談会…。

(谷川会長)

課長、もう少しゆっくりと皆さんに聞こえるようお願いしたいですが。

紫色のリーフレット5ページをご覧ください。「3次計画のポイント」があると思います。ここの「人権相談や人権侵害報告を基にした、人権課題別差別ガイドラインの作成」こういう3次計画の重要な課題がございます。

このページはご説明しましたので。課長、よろしくをお願いします。

(事務局)

今の部分と、もう一つ「地区別懇談会推進プロジェクト会議」を立ち上げようと思っております。この2つのプロジェクト会議を立ち上げて行きたいと考えておりまして。先ほどの差別ガイドライン作成プロジェクト会議は、11月21日に推進会議におきまして諮らせていただきました来年度への方向性の基でやって行きたいと思っております。これを基にしながら資料4をご覧ください。横軸が5年間の年間計画、縦軸が各会議の回数部分に関して進めさせていただきます。審議会は本日開催させていただいております。その中で、推進会議が11月21日にプロジェクト会議設置の提案並びに地区別懇談会推進プロジェクト会議を立ち上げ提案させていただきました。2チームのプロジェクト会議を立ち上げ、施策ごとの内容案を検討というものです。

差別ガイドライン作成等プロジェクト会議につきましては、3つのポイントにあります相談体制や救済・支援体制の構築並びに被差別当事者等との懇談会の開催。この差別ガイドラインプロジェクトチーム一本化の中で作業部会を設置しながら開催して具体的に進めて行きたいと考えています。横軸を見ていただくと、推進会議におきましては、22年度まで随時プロジェクトチーム会議を開催していく形になっています。差別ガイドライン作成等プロジェクト会議につきましては、ガイドラインの作成に向けて協議を図っていく中で2022年度には「差別ガイドラインの作成」まで持って行けたらと思っております。ただ、「差別の定義」ですが、まだ

まだ定義とかがはっきりしてない部分もございますので、当面、推進会議の中では、「差別をなくする社会づくりのためのガイドライン」的なところで構想を練ろうかと思っています。その中身につきましては、今までの差別事例・相談事例を収集しながら積み重ね、「差別に繋がる部分」を具体的に定義して取組み並びに解決を含む形で持って行けたらと思っています。最終的には、その情報を市民の方々に届くような形で「差別に繋がるもの」を情報提供できればと思っています。そういう方向で進んで行こうという形で推進会議にて諮っています。ちなみに、書かせていただいている作業部会ですが、相談による設置課との共有。これは、部落問題、子ども、女性、高齢者、障がい者等いろんな課題がありますので、各課と人権政策課（設置課）関係課と協議を取りながら相談事例の収集に当たって行きたいと思っています。さらに作業部会の②としまして、関係団体当事者等との懇談会。これも担当課、関係課、人権政策課で毎年、皆さま方による意見を聞き、並びに第3期の計画の進捗状況、効果測定を含めながら懇談会を持って行きたいと考えています。差別ガイドラインの年間表につきましては、もう1ページめくっていただきますと小さい丸で書かせていただいております。基本的には相談員等の支援体制の構築部分で検討して行くわけですが、相談窓口設置課長を中心に諮らせていただき、差別ガイドライン作成による相談員等の支援体制。これは、横の連携も必要だと思っています。既存の相談員によります横の連携も含めた相談員の作業部会を設置して行きたいと思っています。また、個別に被差別当事者、関係団体との懇談会があります。作業部会も開催して行きたいと思っています。

申し訳ございません。別紙、机の上に置いてあったと思います。それと差し替えていただきたいと思います。

（谷川会長）

すいません。まず、皆さん資料で混乱されていると思うのですけれども。

（事務局）

申し訳ございません。机の上に置かしていただいたように、今、綴じていない文書です。

（谷川会長）

綴じているやつではなくて、別に置いてあるということ。そういうこと。

（事務局）

申し訳ございません。

（谷川会長）

綴じている資料は処分しないといけないということです。ですから、綴じてないほうの資料をご覧くださいということなんです。

すいません、ちょっと説明を。皆さん、伊賀市人権施策総合計画 67 ページをご覧ください。

(2) 「人権相談や人権侵害報告から人権課題別の差別ガイドラインを作成」という見出しがあると思うのですが、「…第2次人権施策総合計画期間の最終年度にあたる2016(平成28)年に、3つの差別解消の推進に関する法律が施行されました。しかしながら、人権課題ごとにどの内容の発言や態度が差別に該当するのかという部分がまだ社会意識の中で明確になっていない状態です。伊賀市では合併と同時に差別撤廃条例を制定しましたが、市の条例がなくすべきと定めている差別とはどのような行為であるのかを明らかにして行く必要があります。人権相談や人権侵害報告並びに対応支援などの事例を積み上げていく中で、差別であると判断できる差別ガイドラインの作成に向けた取組みに着手します。それぞれの差別課題の中で、伊賀市内で事例がない場合も推測されますが、公表されている国・地方自治体の取組み情報や司法判断などを具体的事例として収集し、参考にしながら取組みます」すなわち、伊賀市が合併した時に差別をなくす条例を作って「差別をしてはなりません」とルールを決めたのです。しかしながら、その差別が一体どんなことなのか、条例だけではよくわからない。わかったようでわからないということで、差別とはどういうことかをもう少し具体的に定義付けて行こうということで、ご提案があった「差別ガイドライン作成プロジェクト会議」を作ろうという提案ですね。

(事務局)

そうです。

(谷川会長)

このプロジェクトを作って、プロジェクトの中で過去にあった差別事象の事例、また、人権の相談に寄せられた差別被害のケースを参考にしながら、伊賀市の条例がなくそうとしている差別に当たるものというガイドラインを作って行こうという提案でした。そういう理解でよろしいでしょうか。

もう一つが地区懇プロジェクトです。課長、ご説明。

2 (4) ②地区別懇談会推進プロジェクトについて

(事務局)

資料5につきましては、机の上に置かせていただいております。これは事前にお配りできなかった部分もございます。

(事務局)

郵送させてもらえなかったのが、別で机の上に置かせていただいている資料になります。資料No.5「人権問題地区別懇談会プロジェクトチームの設置について」という書類です。

申し訳ございません。

(事務局)

すいません、資料No.5「人権問題地区別懇談会プロジェクトチームの設置について」という

ことでも提案させていただきました。趣旨等について読ませていただきます。

「現在の人権啓発事業について、各旧市町村の方式を踏襲し、各支所単位で地区別懇談会等を含む人権啓発事業等を行っています。そのため、各地域によって市として届ける情報が異なっており啓発が一貫していない状態でした。このことを踏まえて、平成 29 年度に各支所及び伊賀市同研の支部にあたります、各地域で人権啓発を主体的に行っている団体と協議した結果、現体制での啓発体制の目標として、さらに体制を強化して行く方向で進めて行くことを協議させていただきました。また、このメンバーは支所人権担当者等の会議でテーマを決めながら市内で統一したテーマの下で地区別懇談会を行っています。しかしながら、今後、支所機能の見直しも含め現体制の併用体制の維持は困難になることが予想されます。現段階から 5 年後、10 年後を見越した各地区の人権問題地区別懇談会を中心とした啓発体制を検討する必要があるため、伊賀市人権施策推進会議設置要綱第 6 条に基づくプロジェクトチームを設置し、検討して行こうというものです。

目的につきましては、今後を見据えて、持続可能な人権啓発体制を構築させて行きたいと思っています。そのため、職員の各地域への地区懇などへの積極的な関わり方や関係団体との連携を視野に置きながら効果的かつ地域の実情に応じた実効性のある啓発体制を検討して行きたいと思っています。プロジェクトメンバーにつきましては、推進会議長の指名という形で私から声掛けさせていただいてありますが、まずは、管理職職員の居住地区に張り付きできる企画・運営・支援教育体制を構築して行きたいと考えています。居住管理職員がいない場合は、他地区から入っていただく中で 1 年や 2 年ぐらい中・長期的な形でその地区に関わっていただくことを想定しています。その点について、先ほど委員からご質問がありました、学校教育における保護者等の若い層の関わりについて、また別委員からご指摘がありました他の団体等も含めてその場で検討して行きたいと思っています。行政職員につきましては、最低（旧年度も含んで）2 回以上は地区別懇談会に参加し、まずは行政職員としてリーダー的存在になっていただいて、啓発活動を行っていただくような形で要綱を作って行きたいと考えています。さらには、職員の指導者マニュアル等々も含めて、考えて行きたいと思っています。それにつきましては資料 4 一番下の「人権啓発行政教職員 OB・OG 会」等も立ち上げて、行政職員への指導並びに研究資料の作成等にもご協力いただきながら「指導者マニュアル」並びに「地区別懇談会マニュアル」も作って、地区別懇談会をより効果的・有効的な形で構築して行きたいと考えています。取り敢えず、以上になります。

（谷川会長）

こちら説明が十分に理解できてないですけど。現在の行政組織である支所機能が大幅に見直しを行われる予定がある。この支所機能を拠り所にしてこれまで進めてきた地区懇談会のあり方も支所機能の見直しによって根本的に見直さざるを得ない状況がやってきているという現状認識でよろしいでしょうか。ついては、これから地区懇談会をどう運営して行くかについて、プロジェクトを作って議論をして行こうと。このプロジェクトの中に、人権啓発養成教職員 OB・OG の方に参加をいただいているいろいろご意見を出してもらおう。ということのようです。

混乱しているので2つ分けて議論します。まずは、条例がなくそうとしている差別が一体どんな差別になるのかをガイドラインを作って分かりやすく共有して行こうというプロジェクトを作ろうということです。この点についてご質問とかご意見いかがでしょうか。

このプロジェクトはこの審議会の基にプロジェクトが作られるのか。審議会とは別に作られる。

(事務局)

庁内会議。

(谷川会長)

行政の庁内関係機関としてプロジェクト会議が作られて、その中でたたき台（原案）みたいなものをこしらえて、たたき台をこの審議会にもご提案いただいて、皆さんのご意見をいただいて完成させていく段取りですね。わかりました。

(事務局)

先ほど説明させていただいた先行プロジェクト「性的マイノリティ支援プロジェクト」と同じ位置で取り組んでいきますので、ご理解いただきたいと思います。

(谷川会長)

よろしいですか。特に、私からは、相談・事象こういった過去の事例や伊賀市の中にはない情報を活用するのは非常に大事なことだと思いますけど、改めて当事者の声を聴く（当事者がどのような差別を受けてきたのか）ことを何らかの形で把握をする。障がい者差別をなくする条例でよくやったのは、県内や市内の障がい当事者や家族の方にこれまで経験した差別の体験を教えてほしい。こういう働きかけをする中で当事者、家族、支援者が経験したことを明らかにしてくれたのです。そして、寄せられた差別の経験・体験を基に、「一体、何が差別にあたるのか」を様々な方々が集って議論してまとめて行った。それが千葉県に始まる「障がい者差別をなくする条例」の中に、どんなことが差別に当たるのかが明記されている。まずは取っ掛りになりますけども、当事者の声を何らかの形で、すくうことは心掛けていただきたいと思うところだけ私としては申し上げておきたいと思います。

よろしいでしょうか。そうしたら、差別のガイドライン作りに向けた取組み状況の会議については以上で議論を終えて、次、残っている「地区懇談会のプロジェクト」。こちらについて皆さんのご意見やご議論等ございましたらお出しいただきたいと思います。

ちなみに、支所は、勉強不足で申し訳ないですけど、伊賀市内に何箇所ほど。

(事務局)

上野支所管内は、当課で直接取り組んでいます。6箇所（6支所）ございます。だいたい取組目標とする、自治会ごとの地区別懇談会を実施しているのが5箇所（5支所）です。

(谷川会長)

この支所ごとにいくつかの地区があるわけで、全部足すと130でした。

(事務局)

はい。実施開催しているところが。

(谷川会長)

この支所がどうなるのですか。なくなるのですか。

(事務局)

今、支所職員も削減されており、議論の最中です。5年後、10年後支所をどうして行くかで今、議論をしておりますので。それも見越して。

(谷川会長)

まだ議論中ですか。

(事務局)

そうなる可能性もあるということ。

(谷川会長)

そうすると、「現状はそのまま維持される」という選択肢も。これは、議会の判断になるということですか。

(事務局)

今、庁内（役所の中）で「あり方検討委員会」を設けていて、まだはっきりと数は申し上げられませんが。合併以降、かなり財源（予算）的なもの、これからの人口減少もございませぬ。伊賀市一体化という中で、これまでの旧市町村の枠から本来必要な部分、将来において、その支所自体が要る・要らないも含めて今、議論をしているところです。

(谷川会長)

そうすると、「支所のあり方がある程度見えてくる」ところと、「今の地区別懇談会のあり方をどうするか」という議論は並行して進んで行くという理解を。

(事務局)

先ほど課長おっしゃられたように、そういう中で、今までの支所単位とで地区別懇談会なりを検討・開催に当たってそれぞれの自治会役員や自治協の方々とお話させていただいたのですが、けれども、「しくみが変わってくる」過渡期だと思いますので、今後、そういった部分を頭に入れながら「これからの開催のあり方」自体を検討して行きたい。このように思っています。

(谷川会長)

後、いかがでしょうか。実際に現場で関わっておられる委員の皆さんもいらっしゃると思うのですが、よろしいでしょうか。

6年間を現行のスタイルで計画するという前提で計画を策定しています。もし、その前提が変わるとなってくると、計画そのものの訂正にもなってくるかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上、新しいプロジェクトの立ち上げについては議論をしてもらいたいと思います。その他ですが、全体につきまして何かございませんでしょうか。

なければ、次に、事項書3「その他」の項目について、事務局からご説明があります。よろしくお願ひします。

3. その他

(事務局)

失礼します。事項書3「その他」(1)報酬以外の交通費に係る支払いについて、該当の皆さまに直前のお電話で申し訳ございませんでした。自宅から当審査会・会場までの公共交通機関あるいはマイカー等でお越しの場合、1キロ37円をお支払する手続きについて、本日、支払い該当の皆さまには机の上に用紙を置かせていただいています。朱肉を回付させていただきますので、用紙に押印し、机に置いてお帰りくださいますようよろしくお願ひします。報酬と同じ口座に基本、お振込みをさせていただこうと考えております。昨年から審議会にご就任いただいている方は、昨年と同じ計算でお支払させていただきますが、請求書届出書類が出納の性質上必要になってまいりますので、お手数ですがよろしくお願ひします。

事務手続きのことで申し訳ございません。以上です。

(谷川会長)

ありがとうございました。交通費の支給に関わる手続きの説明であったと思います。

以上、全体につきまして最後に何かございましたらご意見を承りたいと思います。

他にご意見がないようですので、本日の伊賀市人権施策推進会議はこれをもちまして終了したいと思います。本日は、最後まで熱心な議論ありがとうございました。本日出たご意見等を踏まえ、今後の伊賀市の人権政策に活かしてもらえたらありがたいと思っています。本日は、お忙しい中ご出席いただきありがとうございました。

それでは、マイクを事務局へ戻します。本日は、大変ありがとうございました。

(田中部長)

会長、どうもありがとうございました。大変多くの項目を時間内に審議いただきましてありがとうございました。また、大変貴重なご意見を頂戴したと思います。任期は2年間ということで、今後、また数回開かせていただくとお思いますので、ご意見等をいただきより良い人権問題の解決に向けた施策を提起させていただきたいと考えています。

今日もご意見いただきましたとおり「様々な人権課題」の部分、どちらかという若い世代

の方がいろいろ離れてきているとは思いますが、大半の方々が研修や学習に参加されていない、という部分も一番大きな問題として挙げてきたと考えておりますので、そのことについても事務局でしっかりと検討をしたいと考えています。

本日は、どうもありがとうございました。

(会議終了)